

ダイワ米国株主還元株ファンド

追加型投信／海外／株式

信託期間：2015年10月20日から2025年10月17日まで

基準日：2025年7月31日

決算日：毎年4月18日および10月18日(休業日の場合翌営業日)回次コード：2711

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2025年7月31日現在

基準価額	15,804 円
純資産総額	38億円

期間別騰落率

期間	ファンド
1ヶ月間	+4.6 %
3ヶ月間	+16.2 %
6ヶ月間	-4.1 %
1年間	+3.0 %
3年間	+46.5 %
5年間	+135.8 %
年初来	-2.2 %
設定来	+174.4 %



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

決算期(年/月)	分配金
第1～7期	合計： 600円
第8期 (19/10)	0円
第9期 (20/04)	0円
第10期 (20/10)	350円
第11期 (21/04)	1,400円
第12期 (21/10)	1,000円
第13期 (22/04)	500円
第14期 (22/10)	450円
第15期 (23/04)	390円
第16期 (23/10)	600円
第17期 (24/04)	1,600円
第18期 (24/10)	700円
第19期 (25/04)	260円
分配金合計額	設定来： 7,850円

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入ファンド

運用会社名	ファンド名	合計98.5%
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイジー	UBS(CAY)USトータル・イールド・ファンド(USトータル・イールド・クラス)	98.5%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	0.0%

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合は投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

《《UBS(CAY)USトータル・イールド・ファンド(USトータル・イールド・クラス)の運用状況》》

※UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが提供するデータ等を基に大和アセットマネジメントが作成したものです。

株式ポートフォリオ特性値

銘柄数	100
自社株買い比率	4.5%
配当利回り(課税前)	1.1%

※自社株買い比率と配当利回り(課税前)は、UBSアセット・マネジメントが算出したものを表示しています。

※自社株買い比率は、企業の自社株買い金額を時価総額で割った比率をいいます。

資産別構成	合計100.0%
外国株式	99.5%
現金等	0.5%

株式 業種別構成	合計99.5%
情報技術	25.9%
金融	17.8%
一般消費財・サービス	14.0%
資本財・サービス	10.7%
ヘルスケア	6.9%
エネルギー	6.1%
コミュニケーション・サービス	6.1%
素材	5.8%
生活必需品	5.1%
公益事業	1.1%
不動産	0.0%

組入上位10銘柄

銘柄名	通貨	業種名	合計10.8%
COMMVAULT SYSTEMS INC	米ドル	情報技術	1.2%
EBAY INC	米ドル	一般消費財・サービス	1.1%
NRG ENERGY INC	米ドル	公益事業	1.1%
NVIDIA CORP	米ドル	情報技術	1.1%
MICROSOFT CORP	米ドル	情報技術	1.1%
MOODY'S CORP	米ドル	金融	1.1%
CHENIERE ENERGY INC	米ドル	エネルギー	1.1%
DELL TECHNOLOGIES -C	米ドル	情報技術	1.0%
ALTRIA GROUP INC	米ドル	生活必需品	1.0%
EXXON MOBIL CORP	米ドル	エネルギー	1.0%

※上記データは、四捨五入の関係で合計の数値と一致しない場合があります。

※資産別構成、株式 業種別構成、組入上位10銘柄は、株式ポートフォリオ(現金含む)に対するものです。

※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

【投資環境】

米国株式

米国株式市場は上昇しました。月初からトランプ政権の減税法案への期待により、引き続き堅調に推移しました。7日以降、トランプ大統領は各国に対して相互関税の新税率を連日のように通告しましたが、半導体株が堅調に推移する中で、相場への影響は限定的でした。月後半は、日本やEU（欧州連合）との通商交渉が進展し、いずれも通告していた税率を引き下げた上で合意したことが好感され、株価は堅調に推移しました。

米ドル／円為替市況

為替市場では、円安米ドル高となりました。各種の経済指標を受けて米国の利下げ期待が後退したこと、日米金利差の拡大が意識され、円安米ドル高となりました。日本の参院選を前に財政拡張懸念が強まったことも、円安圧力となりました。

【ファンドの運用状況】

パフォーマンス要因

米ドルが対円で上昇したことや保有株式が上昇したことなどがプラスに寄与したことから基準価額は上昇しました。個別銘柄ではキッチン用品や日用品の専門小売チェーンを展開するウィリアムズ・ソノマなどがプラスに寄与しました。アナリストによる評価引き上げなどが好材料視され、株価は上昇しました。

【今後の運用方針】

米国株式

ポートフォリオにおいては、引き続き米国の大型・中型株の中から、株主還元比率の水準や持続性の優れた企業を選定し、セクターファンダメンタルズ等を勘案しながら幅広く投資を行ってまいります。

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・継続的に株主還元を行なう米国企業の株式へ投資することで、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- ・継続的に株主還元を行なう米国企業の株式に投資します。

- ・毎年4月18日および10月18日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する投資信託証券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考える場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することができます。

投資者が直接的に負担する費用

料率等		費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3% (税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

料率等		費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.3475% (税抜1.225%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.40%
	販売会社	年率0.80%
	受託会社	年率0.025%
投資対象とする 投資信託証券 (目論見書作成時点)	年率0.63%程度	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する 運用管理費用 (目論見書作成時点)	年率1.9775% (税込)程度	
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	<p>① ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、スイス証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはチューリッヒの銀行のいずれかの休業日</p> <p>② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日</p> <p>※ただし、購入申込みについては、当ファンドの運営および受益者に与える影響を考慮して受付けを行なうことがあります。</p> <p>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。</p>
申込締切時間	<p>原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）</p> <p>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。</p>
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が 30 億口を下すこととなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	<p>年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。</p>
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISA の対象ではありません。</p> <p>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- ▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 当社ホームページ
- ▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ米国株主還元株ファンド

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。